

のしらの 談相法律 暮法

コーナー

【広告】

電話 052(979)1600

例えば、夫が一方的に別居の宣言をして、別居開始直後に妻が夫の別居後の不倫の証拠を握り、夫に慰謝料を請求したところ、夫が「別居したのだから婚姻関係は破綻している。だから慰謝料は発生しない」と言っていてそれが通ってしまったとしたら、それは社会の正義感とはそぐわないでしょう。

Q 私は主婦です。夫とは元々うまくいっていませんが、突然夫が家を出て行ってしまいました。不審に思って調査したところ、夫が女性と同棲していることが判明しました。そこで夫に慰謝料を請求したのですが夫からは「別居によって夫婦関係は破綻しているから慰謝料も発生しない」と言われてしまいました。私は慰謝料を請求できないのでしょうか。

別居してからどのくらいの年月が経過したら婚姻関係が破綻するなどと明確な線引きができるわけではありませんし、別居の期間だけで決まるわけではありませんが、ご質問のような別居後すぐと思われるような事案では婚姻関係が破綻していると評価されることは少ないものと思われれます。

A ご質問のケースでも慰謝料が発生する可能性はあると思います。

一般に、婚姻関係破綻後の「不貞行為」は慰謝料を発生させないと言われています。ただ、問題は、いつ婚姻関係が破綻したと評価できるのかです。

今回答えて頂いた先生



弁護士登録以来、男女結婚離婚問題を重点的に取り扱い、実績豊富。

「対応は丁寧で、主張は高く」を武器とし、日々精進している。

安心できる未来の見通しを依頼者と共有し、依頼者にとってベストな選択肢を提案することを心がけている。

伊和 征彦 氏
弁護士（弁護士会所属）
（愛知県弁護士会所属）

お気軽にご相談下さい

●愛知県弁護士会所属

弁護士法人ブリッジルーツ名古屋

中区丸の内2-2-5 ヒルノ・オフィスライズ3A

HP: 052-232-2505

電話 (052) 232-2505